

①基本料金

事業所番号(1072700436)

一日あたり:円

一日あたり:円

介護度		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		要支援1		要支援2	
短期入所生活介護費		603	(1206)	672	(1344)	745	(1490)	815	(1630)	884	(1768)	451	(902)	561	(1122)
夜勤職員配置加算		13 (26) 夜勤が、基準よりも一人以上になった場合。										予防給付は、対象外です。			
送迎加算		片道 184 (368)										片道 184(368)			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (支給限度額対象外)		6 (12) 介護職員のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合。										6(12)			
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (支給限度額対象外)		上記利用料金に 13.6% を上乗せ										上記利用料金に 13.6% を上乗せ			
部屋別		個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
住居費	第4段階	1231	915	1231	915	1231	915	1231	915	1231	915	1231	915	1231	915
	第3段階①②	880	430	880	430	880	430	880	430	880	430	880	430	880	430
	第2段階	480		480		480		480		480		480		480	
	第1段階	380	0	380	0	380	0	380	0	380	0	380	0	380	0
食費	第4段階	1445										1445			
	第3段階②	1300										1300			
	第3段階①	1000										1000			
	第2段階	600										600			
	第1段階	300										300			
1日分(第4段階 送迎加算なし)		3383	3067	3461	3145	3544	3228	3623	3307	3702	3386	3195	2879	3320	3004
1日分(第3段階② 送迎加算なし)		3238	2922	2965	2515	3048	2598	3127	2677	3206	2756	2699	2249	2824	2374
1日分(第3段階① 送迎加算なし)		2587	2137	2665	2215	2748	2298	2827	2377	2906	2456	2399	1949	2524	2074
1日分(第2段階 送迎加算なし)		1787	1307	1865	1815	1948	1468	2027	1547	2106	1626	1599	1119	1724	1244
1日分(第1段階 送迎加算なし)		1387	1007	1465	1085	1548	1168	1627	1247	1706	1326	1199	819	1324	944
②食費代金		1日 1,445円(朝食440円、昼食550円、夕食455円)なお、請求は食数で換算いたします。													
③住居費代金		個室、多床室により居室料金が、異なります。 食費、住居費においては、減額認定の段階によって料金が違いますので、上記の料金表をご確認ください。													
④認知症行動・心理症状緊急対応加算		利用開始日から7日間を上限に一日につき、200円(2割負担の場合:400円)を算定できます。医師が算定要件を満たしていると判断した場合のみ算定します。													
⑤若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者ごとに担当者を定めている場合、120円(2割負担の場合:240円)を算定できます。④を算定している場合は、算定できません。													
⑥療養食加算		医師の指示による食事箋提示の上、食事療養をいたします。その際、一食につき8円(2割負担の場合:16円)算定します。(算定する場合には、いくつか要件があります。)													
⑦長期利用者に対する短期入所生活介護		連続利用に関して、31日目を実費とし、それ以後連続して利用した場合、1日30単位(2割負担の場合:60単位)減算となります。													
⑧緊急短期入所受入加算		居宅サービス計画に位置付けなくとも、7日間を限度として緊急的にショートステイの受入ができるようになりました。1日90単位(2割負担の場合:180単位)の加算。													
⑨その他の料金		理髪料金 2,000円 その他、実費に発生した料金は請求させていただきます。													

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

令和6年8月1日より